第6期日進市自治推進委員会について

1 自治推進委員会の役割

○日進市自治推進委員会条例

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、**市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議して答** 申する。
 - (1) 基本条例の遵守及び見直しに関する事項
 - (2) その他自治の推進に関する重要事項
- ○日進市自治推進委員会規則

(所掌事項)

- 第2条 条例第2条第2号に定めるその他自治の推進に関する重要事項と は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 日進市自治基本条例(平成 19 年日進市条例第 24 号)に規定する**委任** 条例(以下「委任条例」という。)の制定及び見直し並びに委任条例の 推進に必要な事項の協議及び評価に関する事項
 - (2) その他市長が必要と認める事項

2 日進市自治基本条例

(条例の遵守)

- 第 27 条 市民、市議会及び市の執行機関は、この条例を遵守しなければなりません。
- 2 市長は、<u>市政がこの条例に基づいて行われているかどうかを市民参加</u> のもとに検証し、その結果により、必要な措置をとらなければなりませ ん。
- 3 前 2 項に規定するこの条例の遵守に関して必要な事項は、別に条例で 定めるものとします。

(条例の見直し)

- 第 28 条 市長は、この条例の施行の日から 5 年以内に、この条例が市民 主体の自治の推進にふさわしいものであるかどうかを市民参加のもと に検証し、その結果により、必要な措置をとらなければなりません。
- 2 市長は、<u>前項の規定により、この条例を検証した日から 5 年以内に再</u> び検証するものとし、以降同様とします。
- 3 前 2 項に規定するこの条例の見直しに関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

- ○第2期及び第3期において第1回目の検証(答申 平成24年10月31日) を行った。
- ○第 5 期において第 2 回目の検証(答申 平成 29 年 10 月 13 日)を行った。
- 〇前回の検証から5年以内に検証する必要がある。次回の検証の期限は第8期(平成34年度~平成35年度)の任期中となる。

3 日進市市民参加及び市民自治活動条例

第4章 自治推進委員会による協議及び評価

第 27 条 日進市自治推進委員会条例(平成 19 年日進市条例第 30 号)の規定により設置される日進市自治推進委員会は、市長の諮問に応じ、この条例に基づく市民参加及び市民自治活動の支援及び協働の推進に必要な事項を協議するとともに、定期的な評価を行い、その結果を市長に答申するものとする。

第5章 条例の見直し等

(条例の見直し)

第 28 条 市長は、この条例が日進市の市民参加及び市民自治活動の支援 及び協働の推進にふさわしいものかどうかを市民参加の下に検証し、そ の結果に基づきこの条例の見直し等必要な措置を講じなければならな い。

平成 24 年 10 月 1 日施行

所管 市民協働課

○第3、4期において答申を受けた。

4 これまでの諮問事項と答申内容

◎第1期における諮問と答申について

○「日進市における自治の基本理念を明らかにするとともに、参加と協働による市民主体の自治を推進する観点から、貴委員会の審議調査を求めます。」

諮問 (平成 22 年 3 月 8 日)

答申 (平成 22 年 3 月 11 日)

<概要>

- 1.条例第 27 条第 1 項に規定される遵守等については適切である。 条例の周知等に努め、これまで以上に協働によるまちづくりに取り組んでいくことが必要である。
- 2.条例の見直しについては、施行して 2 年余という短い期間であるため 必要性がないと判断し、審議は行っていない。 検証の手法を含めた見直し及び「(仮称)日進市市民参加及び市民自 治活動条例」についても、多くの市民や条例の制定に携われた委員の まちづくりに対する思いを十分に活かして審議を行うべきである。

◎第2期における諮問と答申について

○「(仮称)日進市市民参加及び市民自治活動条例に関すること」 諮問(平成22年10月13日) 答申(平成24年1月12日)

<概要>

「日進市市民参加及び市民自治活動条例」について、自治の基本理念に 沿った内容となっており、適切であるものと認める。

条例が制定された後は、職員や市民に対する周知等に努め、これまで以上に市民参加と協働によるまちづくりに取り組んでいくことを求める。

◎第2期における諮問及び第3期における答申について

○「日進市自治基本条例の検証について」

諮問(平成23年11月11日)

答申 (平成 24 年 10 月 31 日)

<概要>

課題はあるものの、現時点において条例を見直す必要はない。

課題については、今後も引き続き検証し、課題解決に向け、必要な措置 を講じていただくことを求める。

今後は各委任条例の推進状況等について評価及び検証を実施していく 必要がある。

【課題】

「コミュニティの定義」について(地縁型とテーマ型) 「危機管理」条項の追加について 自治基本条例の認知度

◎第3期における諮問と答申について

〇「市民参加及び市民自治活動条例に規定する定期的な評価方法について」 諮問(平成25年7月5日)

答申 (平成 26 年 1 月 31 日)

<概要>

現時点において課題はあるものの、「市民参加」と「市民自治活動の支援 及び協働の推進に必要な事項」に分けた評価を実施する。

- 1.「市民参加」については、対象となる事項の手続が 2 つ以上の方法により実施されているかの確認となるが、数年後には手続の組み合わせ や質についても検証できるよう整理を進めることを求める。
- 2.「市民自治活動の支援及び協働の推進に必要な事項」については、現時点としては、市の執行機関が行うべき支援等についての評価とし、評価指標を定めることを求める。

今後は複数年かけ、テーマ型と地縁型のコミュニティなど対象に応じた支援等の整理のほか、市民自治活動全体の把握を進めるとともに、 定量的な指標と定性的な指標の設定に努めていただきたい。

◎第4期における諮問と答申について

〇「市民参加及び市民自治活動条例第 27 条の規定に基づく定期的な評価に ついて」

諮問 (平成 26 年 10 月 31 日)

答申 (平成 28 年 3 月 15 日)

<概要>

今後も引き続き「市民参加」と「市民自治活動の推進」の視点に分けて評価していくことを求める。なお、条例の趣旨を踏まえながら、より積極的な市民参加及び市民自治活動の推進に努めることを望む。

1.市民参加

対象事項の性質ごとに最も効果的かつ効率的な手法を定め、相応な手続が実施されているかを評価する。

2.市民自治活動の推進

経年変化把握を必要とする指標以外は、定量的及び定性的な指標を定め、その組み合わせにより評価する。また、テーマ型と地縁型のコミュニティなど、対象に応じた支援等の評価について、引き続き整理・検討を進める。

○「日進市自治基本条例に規定する委任条例について」

諮問(平成27年6月19日)

答申 (平成 28 年 3 月 15 日)

<概要>

委任条例の推進状況等の評価及び検証を行った結果、いずれも法令や社会情勢に応じた対応や適正な運用をしていることが認められた。

今後も、委任条例の適正な運用等に努めていただき、日進市自治基本条例の基本理念である「市民主体の自治の精神の共有」を進めることで、市民、市議会及び市の執行機関が一体となって市民主体の自治の実現を図っていくことを望む。

◎第5期における諮問と答申について

○「日進市自治基本条例(平成19年日進市条例第24号)第28条の規定 に基づく条例の見直しの検証について」

諮問(平成28年7月8日)

答申 (平成 29 年 10 月 13 日)

<概要>

本条例が市民主体の自治の推進にふさわしいものであるかについて、条文 毎に、社会情勢の変化や他市条例との比較等を踏まえ、様々な視点から慎重 に検証した結果、本条例の改正は現時点においては必要ないとの結論

次の条項については、本委員会での検証の過程において各委員から意見がありましたので、引き続き検証し、その結果に応じて必要な措置を講じていただく必要ある。

- ①子どもの「能力に応じた役割」という表現について (第15条)
- ②「コミュニティ活動」等の整理について(第16条)

その他委員からの主な意見

本委員会での議論のなかでは、自治基本条例の見直しの検証の他に、 市政及び市議会の運営について、以下の趣旨の意見があり

- ①子どもの参加について
- ②市議会への市民参加について
- ③コミュニティ支援について

本委員会における議論も、委任条例の制定や運用状況を調査審議する段階から、本条例や委任条例に基づくより質の高い市政運営のあり方を調査審議する段階へと、議論の中心が移りつつある。

5 第6期(平成30~平成31年度の予定)

時期	内容
平成30年7月6日午前10時から	 第1回 ●諮問 ○日進市自治基本条例 ・条例制定までの過程 ・条例解説 ○日進市自治推進委員会 ・自治推進委員会の目的・役割 ○市民参加の手続の実施予定及び実施状況について
平成30年11月~12月頃	第2回 ○自治基本条例第27条の規定に基づく検証(1回目) ○市民参加及び市民自治活動条例第27条の規定に基づく定期的な評価(1回目) ○第6次総合計画の策定
平成31年3月頃	第3回 ○自治基本条例第27条の規定に基づく検証(2回目)○市民参加及び市民自治活動条例第27条の規定に基づく定期的な評価(2回目)○市民意識調査の結果
平成31年7月頃	第4回 ○自治基本条例第27条の規定に基づく検証(3回目)○市民参加の手続の実施予定及び実施状況について○市民参加及び市民自治活動条例第27条の規定に基づく定期的な評価(3回目)
平成31年11月~ 12月頃	第5回 ○自治基本条例第27条の規定に基づく検証(まとめ)○市民参加及び市民自治活動条例第27条の規定に基づく定期的な評価(まとめ)○第6次総合計画策定の進捗報告
平成32年1月~3 月頃	●答申

※予定は変更する場合があります。